

答 申 書

(答申第92号)

平成27年11月16日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県警察本部長（以下「実施機関」という。）が公開請求に係る公文書の存否を明らかにせずに非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成26年11月10日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

公開請求書添付の特定日付け新聞記事記載の警備会社員によるひき逃げ事件について、同ひき逃げ事件により特定警備会社が警備業法により福井県公安委員会から受けた処分の記録について

2 実施機関の決定

実施機関は、平成26年11月25日付け生環第1022号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

公開請求書添付の特定日付け新聞記事記載の警備会社員によるひき逃げ事件について、同ひき逃げ事件により特定警備会社が警備業法により福井県公安委員会から受けた処分の記録について

(2) 公開しない理由

条例第7条第2号（法人等事業情報）、第10条（存否応答拒否）に該当

福井県警察では、警備業法関係における特定の企業の行政処分歴は、営業上不利益なものであることから、過去の行政処分歴を永続的に公開するのではなく、一定年限経過後（処分から5年を経過したもの）は、行政処分の有無も含めて情報公開では公開しないこととしている。

したがって、公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号に該当する情報（特定の企業が過去に行政処分を受けたかどうか）を明らかにすることとなるため、当該公文書の存否を答えることはできない。また、仮に当該公文書が存在するとしても、条例第7条第2号に該当し非公開となる。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年1月19日、本件処分を不服として、福井県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

諮問庁は、平成27年3月9日付け公委第330号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分は、違法または不当な処分であるから、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号（法人等事業情報）の該当性について

ア 条例第7条第2号本文の該当性

警備業法による行政処分に係る情報は、警備業の特性に照らせば、対象とされた法人の情報というのみならず、市民が適切な警備業者を選択するための情報でもあり、また、公安委員会により警備業者に対して偏向のない適切な監督がなされているか、国民の権利を守るべく行政裁量が行使されているか、特定の業者に不当に利益を与えるような恣意的な処分がなされていないか、その適正性・妥当性を判断するための重要な情報でもある。

本件記録上の情報は、警備業務従事中に人を重傷に至らしめておきながら、警備業者として直ちに行うべき事故の警察機関への連絡と応急措置を行わなかったという悪質な事件に関する処分についてのものであり、市民が生活の安全のために適切な警備業者を選択するための情報という意味においても、福井県警察および福井県公安委員会によって適切な量定がなされたかに関する情報という意味においても、市民の公文書公開を請求する権利が十分保障されるべき情報である。

他方において、仮に本件警備業者に行政処分歴がなければ、処分歴がないことを開示されることによって、同業者の正当な利益が害されるおそれはない。

なお、行政処分歴が存在しないことにより、本件警備業者と監督機関との癒着が判明するという不利益は、正当な利益とはいえず、法的保護に値しない。

行政処分歴があれば、それは、もともと公開されるべきものであり、かつ、本件事件自体は新聞報道によって公のものとなっているため、その不利益は限定的であるし、警備業者の性質や監督権限行使に対するチェック機能という側面にも照らせば、利用者保護の観点からは、その開示による本件警備業者の不利益は、市民の公文書公開を請求する権利に劣後すべきである。

福井県情報公開条例の解釈運用基準(平成12年6月23日付け 総務部長通達)（以下「解釈運用基準」という。）によれば、第7条の【解説】において、「非公開情報に関する規定は、公開することの利益と公開することにより損なわれてはならない個人または法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図るものであるから、第9条の規定により公益上の理由による裁量的公開を行う場

合を除き、実施機関は、非公開情報を公開してはならないこととなる。」とし、非公開により保護されるべきは、法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益であることを明確にしている。

換言すれば、公開により害されるのが、法人等の利益であってもそれが正当でない、あるいは、行政事務の遂行の利益であってもそれが適正でないのであれば、原則公開の考え方から、実施機関は、審査請求に係る情報を開示する義務があることになる。

条例第24条第1項に基づくインカメラ審理の結果、本件事件に関する処分が福井県公安委員会によって適正になされなかったことが判明するのであれば、それは監督官庁による「不当に甘い処分」の結果であり、開示によって同社の利益は害されないばかりか、それでも本情報を非公開にすることにより保護されるのは、同社の「正当な利益」ではなく、また、福井県公安委員会による行政事務の適正な遂行でもないことになる。

イ 条例第7条第2号ただし書の該当性

仮に本件記録が条例第7条第2号により非開示の対象となるとしても、本件記録の開示は、行政による監督権限の適正行使をチェックするための情報として欠かさないものである。

不適切な警備業務の実施により、国民生活に大きな不安と混乱を与えるおそれがある営業という警備業の性質に照らせば、本件記録は、条例第7条第2号ただし書「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、非公開の例外として開示対象とされるべきである。

本情報に関しては、インカメラ審理によって行政処分がなされていないことが判明した場合、本件事件の事案究明による再発および裁量権濫用防止、すなわち、国民生活の安全確保をその目的とする警備業法に基づく監督権限の適正行使という観点から、人の生命、生活保護のための、公にすることにつき高度な必要性が認められるというべきである。

このような本情報の開示の必要性は、本件事件が、諮問庁主張のような3年あるいは5年より以前の情報、あるいは、再認可を受けることができる期間を経過していることをもって左右されるものではない。

結局、諮問庁は、国民の知る権利を制限するに当たり、なんらの法令上の根拠もなく、恣意的に情報公開期間を処分から5年と制限を設けているに等しく、諮問庁の主張は理由がない。

(2) 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件記録に係る情報は、市民が適切な警備業者を選択する利益、警察および公安委員会により警備業者に対して偏向のない適切な監督がなされているか、国民の権利を守るべく行政裁量が行使されているか、特定の業者に不当に利益を与えるような恣意的な処分がなされていないか、その妥当性を判断するための重要な情報を得るという意味を有し、不開示情報によって保護しようとしている警備業者の営業上の利益に勝るものである。したがって、本件記録の開示に存否応答拒否により非開示とした本件処分は取り消されるべきである。

条例第10条の解釈基準においても示されているとおり、存否応答拒否については、応答の例外規定であるから、適用に当たってはその妥当性が慎重に検討されなくてはならない。

条例第10条に該当して、その存否自体についても答えることができない場合があるというのは一般論としては分かるが、本件のような警備業法の場合に該当するものではない。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の該当性について

条例第7条第2号ただし書に該当しないとしても、本件事件の悪質性や、警備業の性質および本件記録の存在により監督指示権限行使の適正が問われうる福井県警察自身によって本件記録の非公開決定がなされていることも踏まえて、本件記録は、条例第9条の「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するため、本件記録は開示されるべきである。

解釈運用基準によれば、条例第9条に基づく公開は、非公開情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては公開することに優越的な公益があると認められる場合があり、本条は、実施機関の高度な行政的判断により非公開情報を裁量的に公開することを可能とするものであり、条例第7条第1項ただし書などに規定されている個人的な法益保護のために必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合をいうとされている。

本情報について、インカメラ審理により処分事由があるにもかかわらず処分がなされていないことが判明すれば、警備業法に基づく監督行政の執行状況を事後的に検証し、疑惑の解明を図り、その監督権限行使の透明化を促進すべき高度の公益的必要性があることは言うまでもない。

(4) 理由の不備について

理由の付記には、①処分庁に慎重・合理的な判断を要求し、恣意を抑制する（慎重判断担保機能）という機能に加え、②処分の相手方にとっても処分理由を知ることが争訟提起に便宜となる（争訟提起便宜機能）という機能がある。そのため、理由の欠如あるいは不十分な記載の処分はそれだけで取消しを免れないとされている。さらに、理由記載の程度についても、根拠法条を示す程度のもものでは足りず、処分を具体的に根拠づけるものでなければならない。そして、処分理由は相手方の知不知にかかわらず、処分書の記載自体から知りうるものでなければならないと判示している。（最高裁昭和37年12月26日判決、最高裁昭和38年5月31日判決）。

本件処分においては、その非開示理由につき、「福井県警察では、警備業法関係における特定の企業の行政処分歴は、営業上不利益なものであることから、過去の行政処分歴を永続的に公開するものではなく、一定期間経過後（処分から5年を経過したもの）は、行政処分の有無も含めて情報公開では公開しないこととしている」旨回答しているが、法令上の根拠を具体的に提示しておらず、そのため、審査請求人は、その法令の趣旨や本件適用の妥当性等を検討して具体的に反論することができない。

したがって、本件処分における理由付記は、行政手続法第8条において求められている理由の内容・程度に照らし、著しく不十分であり、本件処分は取り消しを免れない。

公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」に書かれた、「一定年限経過後（処分から5年を経過したもの）」と書いてある部分について、5年を経過するとなぜ公開しないということになるのか、その根拠が全く示されていない。

第4 諮問庁および実施機関の説明

諮問庁および実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第2号（法人等事業情報）の該当性について

（1）条例第7条第2号本文の該当性

解釈運用基準によれば、条例第7条各号に定める非公開情報は、非公開により保護される利益と公開により保護される利益を比較衡量した上で、なお非公開とする必要性が認められるものであるため、これらが記録されている公文書を公開することができないとされている。

特定の警備業者が指示処分や営業停止処分等を受けたことが公にされると、当該警備業者の信用が低下し、現在および将来の営業上の地位に不利益を与えることが容易に推認され、当該業者の名誉や社会的評価が不当に損なわれるなど、当該業者の正当な利益を害するおそれがある。したがって、条例第7条第2号において、当該情報は原則公開しないものである。

（2）条例第7条第2号ただし書の該当性

条例第7条第2号ただし書においては、公益上の観点から、公にすることの利益が優越するものについては、例外的に公開することとなる。確かに、本件情報は、警備業者の法令順守の確保、県警の指導・監督の公正性および適切性等の担保ならびに県民にとっての事業者選択の判断材料の提供等の理由から公開を求められる情報である。

しかし、公にすることが必要であると認められるかどうかの判断は、非公開により保護される第三者の利益と公開により保護される利益の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することになる。また、公開予定情報を判断するに当たり、時間的な要素も判断の一要素となり得る。

したがって、当該業者の正当な利益を害するおそれがある情報は、永続的に公開するのではなく、一定年限のみ公開すると判断したものである。

警備業法における行政処分の公表義務は規定されていないが、許認可関係の法律では、過去において法令違反や行政処分を受け許認可が取り消されても一定の期間を経過した場合、当該法が定める要件を満たせば再度許認可を受けることができる。警備業法では、その期間は、3年または5年である。また、警備業者が認定を受けた場合でも、5年ごとに認定の更新が必要である。つまり、警備業法の法体系が最大過去5年間の実績を持って認定および認定の更新を判断しており、言い換えれば5年しか処分の効果は持続しないものである。

したがって、処分は、法的効果の時的限界が最大5年であるから、5年より前の処分は、そもそも公開予定情報に該当しないので、請求を受けても公開すべきではない。

平成23年7月4日付けの警察庁からの通知「警備業法及び探偵業の業務の適正化

に関する法律に基づく行政処分の公表基準について」において、「公表期間は3年間とする」と規定されており、これを受け、当公安委員会においても「福井県警察行政処分の公表の取扱いに関する規程」により公表期間を3年間としている。

警備業法上では、5年前に欠格要件に当たる事由があった業者であっても、認定・認定更新等の際に不問とされる。

このため、正常に業務を行っている業者の法律上の欠格要件とされている5年を超えて、過去の処分歴を公表することは、警備業者にとっての不利益と県民の知る権利を比較考慮しても、業者側の不利益が大きく信用を害することにも繋がり、正当な利益を害するものと考えられる。

また、5年以上も前の行政処分歴は条例第7条第2号ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないと判断する。

2 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件開示請求は、特定の警備業者について、警備業法による行政処分関係の文書の開示を求めるものであるから、本件対象公文書が存在するか否かを答えるだけで、特定業者の行政処分の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなる。

したがって、本件対象公文書自体を明らかにした場合は、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなるから、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否しなければならない。

仮に、条例第7条第2号だけに該当するとして非公開とした場合、文書が存在するとして行政処分があったということが、また、条例第11条第2項の規定により、「文書不存在」として非公開とした場合については、行政処分がなされなかったことが容易に分かってしまうため、存否応答拒否処分としたものである。

3 条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の該当性について

公開予定情報を判断するに当たり、時間的な要素も判断の一要素となり得るから、当該業者の正当な利益を害するおそれがある情報を永続的に公開するのではなく、処分の法的効果の時的限界が最大5年であることに鑑み、一定年限のみ公開すると判断したものである。

さらに、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、人の生命、健康等の個人的な法益保護のため必要な場合の義務に比べ、より広い社会的、公益的な利益を保護する特別な必要性がある場合をいうものであるが、本件記録は、警備業法上の法的効果を相当年限経過したものであるから、公益上特に必要があるとは認められない。

したがって、本件記録は、個々の事例における特殊な事情により公開する優越的な公益が認められないから、非公開情報を裁量的に公開することはできない。

4 理由の不備について

本件決定通知書の公開しない理由欄には、企業の行政処分歴が営業上不利益なものであることから今回の公開請求に係る公文書の情報があくまでも条例第7条第2号に該当し、公文書の存否自体を答えることが非公開情報を公開するため、条例第10条の規定により存否応答拒否となる旨を記載している。したがって、該当条文およびその理由に

ついて詳細に記載しており、行政手続法第8条第1項の要請する処分理由の程度の趣旨に照らして何ら不十分なものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および諮問庁・実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせず非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件対象公文書上の情報は、公安委員会により警備業者に対して偏向のない適切な監督がなされているかの適正性・妥当性を判断するための重要な情報であり、市民の公文書公開を請求する権利が十分保障されるべきである、また、仮に条例第7条第2号により非開示の対象となるとしても、同号ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当し、非公開の例外として開示対象とされるべきであるなどと主張していることから、以下に、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第2号（法人等事業情報）の該当性について

まず、特定の警備業者が警備業法に基づき行政処分を受けたという事実の有無が、条例第7条第2号に掲げる非公開情報に該当するかについて検討する。

(1) 条例第7条第2号本文の該当性

条例第7条第2号は、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、原則として公開しないと定めている。この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」とは、「生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報であって、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの」、「人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの」および「その他公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価等が損なわれるおそれがある情報」をいう。

本件対象公文書は、特定の警備業者が法令違反行為を行い、かつ、警備業法に基づき行政処分を受けたという事実の有無を明らかにするものである。

警備業法第48条では、公安委員会は、警備業者またはその警備員が警備業法または警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる（指示処分）。また、警備業法第49条では、公安委員会は、警備業者またはその警備員が警備業法または警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき等は、

当該警備業者に対し、6月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部または一部の停止を命ずることができると定めている（営業停止処分）。

一般的に、指示処分、営業停止処分など警備業法に基づく行政処分を受けた警備業者は、何らかの法律違反行為を行い、さらに警備業務の適正な実施について問題がある警備業者と受け取られ、警備業法に基づく行政処分の有無を明らかにした場合には、当該法人の社会的信用が損なわれることが予想される。このことから、警備業法に基づく行政処分を受けたという事実の有無は、「公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価等が損なわれるおそれがある情報」であることが認められる。

したがって、警備業法に基づき行政処分を受けたという事実の有無は、これを公開することにより当該法人の名誉や社会的評価が不当に損なわれるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁および実施機関の説明は理解できるものであり、条例第7条第2号の非公開情報に該当するとした諮問庁および実施機関の説明は妥当である。

なお、条例第7条第2号本文は、先程掲げたとおり、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報は、原則として公開しないと定める規定であることから、仮に、警備業法に基づき適正に行政事務が行われていないとすれば、条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の問題として判断すべきものである。

（2）条例第7条第2号ただし書の該当性

条例第7条第2号ただし書は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、公益上の観点から、例外的に公開することを定めている。

本件対象公文書に係る情報は、確かに、県民にとっての警備事業者選択の判断材料などになることから、条例第7条第2号ただし書に規定する情報に該当し得るとも考えられる。

しかしながら、公にすることが必要であると認められる情報かどうかの判断は、非公開により保護される第三者の利益と公開により保護される利益（人の生命、健康、生活または財産の保護）の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で、比較衡量することによって行うことが求められている。

警備業法第3条は、警備業の行政処分歴などの欠格要件を列挙し、警備業法第4条は、警備業を営もうとする者は、欠格要件のいずれにも該当しないことについて、公安委員会の認定を受けなければならないと規定しており、欠格要件に該当する者は最大5年間、警備業を営んではならないこととしている。また、警備業法第7条第2項は、警備業者が認定の更新を受けようとするときにも、欠格要件に該当しないと公安委員会が認めなければならない旨規定しており、この認定の有効期間を5年としている。したがって、警備業の認定に当たっては、一度欠格要件に該当すれば、その後一定の要件を満たしても二度と認定を行わない仕組みとはなっていない。

このため、正常に業務を行っている業者の法律上の欠格要件とされている5年を超えて、過去の行政処分歴を公開することについては、警備業者にとっての不利益と公開により保護される人の生命、健康、財産等の利益を比較衡量した場合、公にしないことによって、現実に人の生命、健康等に被害が発生しているとか、将来これらが侵

害される蓋然性が高いとは認め難く、これを公開することにより損なわれる警備業者の利益を上回る公益性があるとは認められない。

また、人の生命や健康に関わる保険医療機関の行政処分に関しても、「欠格期間経過後には、被処分者等は、再び保険医療機関等の指定および保険医等の登録を受けることが可能となることからすれば、過去に行政処分を受けた事実を公にされ続けることによって名誉や社会的信用を著しく傷つけられることは、想像に難くない。」（内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成24年3月6日答申（平成23年度（行情）第524号））として、保険医療機関の指定の取消処分を受けた医療機関の名称について、保険医療機関の指定の欠格期間（5年間）経過後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第5条第2号（法人等事業情報）に該当し、不開示が妥当であると判断されている。

したがって、公にすることが必要であると認められる情報かどうかの判断に当たっては、諮問庁および実施機関が主張しているとおり、時間的要素も重視すべきであり、5年以上も前の行政処分歴は条例第7条第2号ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないとした諮問庁および実施機関の説明は妥当である。

なお、条例第7条第2号ただし書は、先程掲げたとおり、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、例外的に公開することを定める規定であることから、仮に、警備業法に基づき適正に行政事務が行われていないとすれば、条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の問題として判断すべきものである。

（3）結論

以上のことから、特定の警備業者が警備業法に基づき行政処分を受けたという事実の有無については、条例第7条第2号本文に掲げる非公開情報に該当し、かつ、同号ただし書に掲げる公開情報には該当しないと認められる。

3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

次に、本件処分において、本件対象公文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせず公開請求を拒否したことが妥当かについて検討する。

条例第10条は、本来、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、その例外として、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる場合について定めたものである。

例えば、特定の個人の病歴に関する情報や分野を特定した実施前の試験問題に関する情報等、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

存否応答拒否が必要な類型の文書については、文書が存在しない場合には不存在と答えて、文書が存在する場合にのみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は文書が存在する場合であることを請求者に推測されてしまうことから、実際に文書が

存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすべきである。

本件公開請求のように、警備業者を特定して公開請求がなされた場合、本件対象公文書の存否を答えることは、特定の警備業者が警備業法に基づく行政処分を受けたという事実の有無を示すことになるため、第5の2で述べたように、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

したがって、本件処分においては、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したとする諮問庁および実施機関の説明は妥当である。

4 条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）の該当性について

次に、条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的公開について検討する。

条例第9条は、公益上特に必要があると認めるときは裁量的公開を行うことができることを定めたものであるところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているが、これは、本件は存否応答拒否をする場合に該当せず、本件対象公文書が仮に存在するとした場合には、公益上の理由により公開することを求める趣旨と解される。

確かに、仮に、警備業法に基づき適正に行政事務が行われていないとすれば、条例第9条の問題として判断すべきものである。

しかしながら、本件については、条例第24条（審査会の調査審議）の趣旨により、当審査会において諮問庁および実施機関から当時の「警備業者等に対する行政処分規程（平成12年6月21日福井県公安委員会規程第5号）」を確認するなど事実関係を調査した結果、仮に本件対象公文書が存在し、そこに非公開情報が記録されている場合であったとしても、公益上特に公開が必要と認められる事情は見当たらず、条例第9条の裁量的公開ができる場合には該当しないものである。

5 理由の不備について

最後に、本件処分において公開しない理由に不備があるかについて検討する。

行政手続法第8条第1項は、許認可等の申請に対して拒否処分をするときは、許認可の種類、拒否処分の内容のいかんを問わず、原則として全ての場合に処分理由を示さなければならないことを定めている。

この処分理由の程度については、「情報公開法に基づく不開示決定における理由付記について、情報公開法第9条第2項および行政手続法第8条第1項の要請する理由付記として必要かつ十分な程度としては、開示請求者がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がされたのかをその理由の記載から知り得る程度に記載がされなければならないと解するのが相当である。」（東京地方裁判所 平成16年4月23日判決（平14（行ウ）453号））と判示されている。

本件処分に係る公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」の欄には、「条例第7条第2号（法人等事業情報）、第10条（存否応答拒否）に該当」、「警備業法関係における特定の企業の行政処分歴は、営業上不利益なものであることから、過去の行政処分歴を永続的に公開するのではなく、一定年限経過後（処分から5年を経過したもの）は、行政処分の有無も含めて情報公開では公開しない」、「したがって、公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号に該当する情報（特定の企業が過去に行

政処分を受けたかどうか)を明らかにすることとなるため、当該公文書の存否を答えることはできない。」と記載されている。

上記の記載理由からは、警備業法に基づく行政処分歴については、一定期限経過後は営業上不利益なもので、行政処分歴の有無は公開しないこととしていることから、本件対象公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号に該当する、特定の警備業者が過去に行政処分を受けたという事実の有無を明らかにすることとなるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで、本件処分がなされたことが容易に知り得ると認められる。

したがって、本件決定通知書には、開示請求者がいかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して処分がされたのかをその理由の記載から知り得る程度に記載がされていると認められることから、行政手続法第8条第1項の要請する処分理由の程度の趣旨に照らして何ら不十分なものではないとする諮問庁および実施機関の説明は妥当である。

6 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 3月 9日	・ 諮問書の受理
平成27年 4月 21日	・ 審議（第1回）
平成27年 5月 26日	・ 審議（第2回）
平成27年 6月 23日	・ 諮問庁および実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成27年 7月 28日	・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 審議（第4回）
平成27年 8月 26日	・ 審議（第5回）
平成27年10月 5日	・ 審議（第6回）
平成27年11月 9日	・ 審議（第7回）
平成27年11月16日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	